

せんかん新聞niihama

せんきょうどう ふ し ぎ 選挙運動の不・思・議



せんきょ ちか まちなか いえ まわ ぜんごう しょうかい せんきょ みか
選挙が近くなると、街中や家の周りなどでも前号で紹介したポスターや選挙カーを見掛けることが多くなります。これらは「選挙運動」の一環ですが、「何でだろう？」と思うこともたくさんあると思います。そこで今回のせんかん新聞では、選挙運動を巡る「不思議」の中からいくつか取り上げて解説します。

ひらがなの苗字・名前が多い？

ぜんごう で けいじじょう しめい みょうじ なまえ
前号で出てきたポスター掲示場、氏名の苗字・名前が「ひらがな」で書かれている人が多いと思いませんか。



ひらがなの苗字・名前が多いです。

これは「通称」というものを使用しているからです。選挙の立候補届には本名（戸籍上の氏名）を記載しますが、本名以外で広く通用している通称がある場合や、本名を仮名書き（ひらがな・カタカナ）にする場合、申請をして認められれば、ポスターや選挙公報の氏名などに通称が使用できます。なお、通称を使用している候補者について、投票の際、有権者が本名を書いても有効です。

せんきょ から 繰り返し流れてくる？

せんきょ ちか せんきょ
選挙が近くなると、選挙カーから「〇〇です。〇〇をよろしく願います。」と同じことばかり言っ



繰り返すのには、理由がある？

ているなあと思ったことはないでしょうか。
実は、選挙カーからは繰り返し言うこと「しか」法律で認められていないのです。法律（公職選挙法）では、「選挙運動のために使用される自動車の上においては、選挙運動をすることはできない。」と規定したうえで、その例外として、
・停止した自動車の上において選挙運動のための演説をすること
・自動車の上において選挙運動のための「連呼行為」をすること
が認められています。なお、選挙カーによる連呼行為ができるのは午前8時～午後8時までです。

あか せんきょけいはつさくひんてん かいさい 明るい選挙啓発作品展を開催しました

がつこのか すいようび はつか にちようび
2月9日（水曜日）から20日（日曜日）まで、

あかがねミュージアムにおいて、明るい選挙啓発作品展を開催しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、会場も部分開館となる中での開催でしたが、会場には親子連れなどが訪れ、じっくりと作品を鑑賞する姿が見受けられました。

